

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、神奈川県（以下「甲」という。）とぴあ株式会社（以下「乙」という。）との、「災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定」（令和 7 年 7 月 10 日締結。以下「協定」という。）第 9 条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。

(協力要請)

第 2 条 甲は、協定第 3 条第 1 項に基づき乙に協力要請を行うときは、様式第 1 号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 協力を要請する事項
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協定第 3 条第 2 項に定める事項
- (4) その他必要な事項

2 前項第 3 号のうち、開設希望施設（付帯設備を含む）は、別表第 1 のとおりとする。

(業務報告)

第 3 条 乙は、協定第 4 条に基づく中間状況報告を行うときは、様式第 2 号により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 当該報告の前週に実施した協力業務の内容
- (2) その他必要な事項

2 乙は、協定第 4 条に基づく業務完了報告を行うときは、様式第 3 号により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 業務実施期間
- (2) 実施業務の内容
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第 4 条 災害時の協定の運用にかかる窓口は、別表第 2 のとおりとする。

(費用の負担)

第 5 条 協定第 6 条第 1 項に定める施設及び付帯設備の利用料等は、次の各号に定める金額とする。

(1) 施設の利用については、乙が公表している利用料金表における基本使用料（「設営/撤去/休演」）に利用日数を乗じた金額とする。ただし、甲が施設の一部のみを活用する場合、次に掲げるとおり減額する。

ア いちよう通り側の物販スペース（1階）のみを活用する場合、基本使用料の10%とする。

イ みなとみらい大通り側の屋根の下のスペース（1階）のみを活用する場合、基本使用料の13%とする。

ウ アリーナ内の地下駐車スペース（地下1階）のみを活用する場合、基本使用料の9%とする。

(2) 付帯設備の利用については、乙が公表している利用料金表における基本使用料に利用日数を乗じた金額とする。

2 施設または付帯設備利用以外の費用が生じる場合は、甲乙協議の上対応する。

（協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項又内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都渋谷区東1-2-20
渋谷ファーストタワー
ぴあ株式会社
代表取締役社長 矢 内 廣